

大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(素案) について

1 条例制定の趣旨

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における市町村による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営に係る基準については市町村が条例で定めるものとされております。

本市においても、令和8年4月からの事業実施に向け、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準について、「大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものです。

2 乳児等通園支援事業の概要※

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 利用対象者  | 0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども                  |
| 対象者の設定 | 居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要                   |
| 利用時間   | 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用                 |
| 利用料    | こども1人につき1時間300円程度（事業所が徴収）                   |
| 利用方法等  | 事業所との直接契約<br>※利用にあたっては、国予約システムを活用することを基本とする |
| 実施場所   | 保育所、認定こども園、幼稚園等                             |

※上記、事業の実施概要は、現時点（令和7年10月）において示されている国の基準を参酌しているものであり、今後、国において基準の変更等があった場合は、変更する予定です。

|        | 0歳                                                                                           | 1歳 | 2歳 | 3歳                          | 4歳 | 5歳 | 6歳                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----------------------------|----|----|-------------------------------------|
| 就労要件あり | 保育所、認定こども園等<br>※小学校就学前まで<br>※一時預かり（就労等の要件あり）                                                 |    |    |                             |    |    | 小学校<br>※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の始めから |
| 就労要件なし | 乳児等通園支援事業<br>(通称：こども誰でも通園制度)<br>・就労要件を問わない<br>・月一定時間までの利用可能枠<br>・時間単位の柔軟な利用<br>※0歳6か月から満3歳未満 |    |    | 幼稚園・認定こども園<br>※満3歳から小学校就学まで |    |    |                                     |

### 3 条例について

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府第1号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は次条に定めるもののほか、基準府令の規定の例による。

【解説】

この条例は、法第34条の16第1項の規定に基づき、大阪狭山市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

条例の制定にあたり、本市において特段の事情がないため、下記に掲げる独自基準を除き、国が策定した「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（従うべき基準・参酌すべき基準）」の通りとします。

| 類型              | 基準の対象となる事項                                                                                  |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従うべき基準          | 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの |
| 参 酌 す べ き<br>基準 | 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの                                          |

#### ●独自基準

(暴力団員等の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者は、大阪狭山市暴力団排除条例(平成25年大阪狭山市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当してはならない。

【解説】

暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するために本市の独自基準として規定するものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例は、公布の日からの施行を予定しています。